

資料編

- 1) 策定委員会設置要綱
- 2) 策定委員会名簿
- 3) 策定委員会開催経緯

1) 策定委員会設置要綱

古河市住生活基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の特性を生かし、住宅施策を計画的かつ総合的に推進するための古河市住生活基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、必要な調査及び市民等の意見又は意向を反映した施策の検討を行うため、古河市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本計画策定に係る基礎データの収集及び把握並びに住宅施策の基本的な方向及び基本計画推進に関する検討を行い、これらの結果を取りまとめた基本計画案を作成し、市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する基本計画案の提出の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員のうちから市長が指名するものとし、副委員長は、委員長が指名するものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部営繕住宅課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する基本計画案の提出の日をもってその効力を失う。

2) 策定委員会名簿

古河市住生活基本計画策定委員会委員名簿

要綱上の職	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	小場瀬 令二	筑波大学教授	委員長
市民の代表	館野 喜重郎 長塚 威 関根 一彦 関根 ひろ子 野中 健司	古河市社会福祉協議会 会長 茨城県建築士事務所協会会員 茨城県宅建協会 古河支部長 古河市男女共同参画推進会議 会長 有識者	副委員長
関係行政機関の職員	野澤 謙次	茨城県土木部都市局住宅課長	
市の関係職員	若旅 司 荒井 孝行 鈴木 博志 鈴木 源一 岡安 喜三男 小久保 実	建設部所管副市長 総合政策部長 福祉部長 産業部長 都市計画部長 建設部長	
事務局		建設部営繕住宅課	

3) 策定委員会開催経緯

古河市住生活基本計画策定委員会の開催経緯

第1回 委員会	平成21年7月28日（火）10：00～ 委嘱状交付、委員長・副委員長指名 議題：①策定事業概要について ②策定実施方針検討 ③策定業務スケジュールについて
第2回 委員会	平成21年9月14日（月）13：30～ 議題：①策定スケジュールの見直し ②古河市住生活基本計画（第1～4章）について ③住宅・住環境に関するアンケート調査票 ④家賃補助制度の事例
第3回 委員会	平成21年11月30日（月）13：30～ 議題：①策定スケジュールについて ②第5章 市民の住宅・住環境に関する意向調査結果 ③第6章 住宅・住環境政策の目標設定について
第4回 委員会	平成22年2月5日（金）14：00～ 議題：古河市住生活基本計画素案について ①第7章 市営住宅整備計画について ②第8章 目標を達成するための基本的な施策について ③第9章 計画実現に向けての整備について
第5回 委員会	平成22年3月1日（金）14：00～ 議題：古河市住生活基本計画（最終案）について